

川崎市行政考査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の事務事業及び職務の遂行状況（以下「事務事業等」という。）について、行政考査を実施することにより、事務事業の公正かつ効率的な運営及びサービスの厳正を図り、もって市民の信託に応える行政運営を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「行政考査」とは、本市の事務事業等について調査、考察して、適切な措置若しくは改善の方向を検討し、又は改善案を策定することをいう。

(考査の対象)

第3条 行政考査の対象は、川崎市事務分掌条例（昭和38年川崎市条例第32号）第1条に規定する局及び本部並びに市民オンブズマン事務局、会計室及び区役所（以下「各局」という。）の所掌に属する事務事業等とする。

第4条 行政考査は、次の各号に定める種別により行うものとする。

- (1) 自主考査 各局長（以下「各局長」という。）が、自主的に実施する。
- (2) 随時考査 総務企画局長が、緊急を要するとき、又は特に必要と認めるときに、各局を対象として実施する。

(考査の実施要領)

第5条 総務企画局長は、行政考査に関する実施要領を自主考査については年度ごと、随時考査についてはその都度、作成するものとする。

(考査の実施等)

第6条 前条の規定により作成した実施要領に基づき、各局長は自主考査を実施する。

- 2 総務企画局長は、行政考査の実施に関して、各局長に対し、必要な調整を行うことができる。

(報告書の作成等)

第7条 各局長は、自主考査の実施結果を、総務企画局長に報告するものとする。

- 2 総務企画局長は、随時考査に基づき、各局長に対し、必要に応じて、改善に関する意見を述べるものとする。
- 3 各局長は、前項の意見に基づき、改善案を作成し、総務企画局長に報告するものとする。

(改善措置)

第8条 各局長は、前条の規定に基づき作成した改善案に従い、速やかに改善措置を講じなければならない。

- 2 各局長は、前項の規定による措置の状況について、総務企画局長に報告するものとする。

(行政委員会等における考査)

第9条 上下水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、議会局（以下「行政委員会等」という。）の長は、その所掌に属する事務事業等について、前各条の規定の例により、行政考査を実施するものとする。

第10条 各局長及び行政委員会等の長は、第1条の目的を達成するため、相互に連携し、協力しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、総務企画局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。